

苦情処理措置・ 紛争解決措置	・ 苦情処理措置：本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9 時～17 時 15 分、電話 0120-131-811）にお申出ください。 ・ 紛争解決措置：東京弁護士会（電話 03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話 03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話 03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話 03-3517-5825）にお申出ください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
その他	・ 西京カードローンは、当金庫および他の信用金庫・銀行・信用組合・農業協同組合・労働金庫など提携金融機関の ATM（現金自動預入支払機）でご利用出来ます。 ・ 現在のご融資利率については、当金庫窓口でお問合わせください。 ・ カードローンご利用中に満 70 歳を迎え、カードローン契約を終了させていただいたお客様で、契約終了時のローン残高の分割返済をご希望される方には「西京切替プラン」をご用意しております。

（注 1） 当金庫の営業地区は下記の通りです。

- ・ 東京都 23 区、三鷹市、武蔵野市、西東京市、東久留米市、小金井市、調布市、小平市、国分寺市、府中市、東村山市、清瀬市、東大和市
- 埼玉県新座市、朝霞市、和光市、所沢市、入間市、狭山市、志木市